

「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」の開示に関する記載事例

「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」の開示については、従前、決算短信における定性的情報に記載されておりましたが、決算短信において開示されたもののうち優良と考えられる事例について、上場会社の参考の用に供するため記載事例として取りまとめました。

以下で紹介する記載事例では、他の上場会社との比較において相対的に特徴的な内容となっていると考えられるものを中心に掲げておりますが、当取引所では、この開示事例に沿って記載することを要請しているものではなく、それぞれ各社の実態に応じて、投資者に対し、具体的に、分かりやすく説明するよう工夫し、その内容の充実を図っていただくようお願い申し上げます。

なお、この他にも、少なからず参考に資するものがありましたが、紙面の都合上、割愛させていただいたものもあります。また、転載に当たっては、実際の開示内容を忠実に採録させていただくよう努めておりますが、誤記、遺漏等がございましたら、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

【A社】

当社は、投資家による当社株式の長期安定的な株式保有を促進するとともに、投資家層の拡大を図ることが資本政策上の重要課題と認識しております。当社は既に平成 10 年に投資単位を 1,000 株から 100 株に引下げておりますが、積極的な IR 活動を行った結果、株主数は個人投資家を中心に当期末（平成 16 年 3 月末）7,800 名を超える事が出来ました。今後の施策については、業績を勘案しながらその費用ならびに効果を慎重に検討し株主利益の最大化を基本に決定したいと考えております。

また、当社は投資家への利益還元策として、EPS（1 株当たり当期純利益）を目標値としております。当社は EPS の指標を 100 円としており、EPS が 100 円を長期的に超える時点で、株式分割を行っております。

具体的には既に 5 期連続して株式分割を実施しており、実質的な増配を行っております。

【B社】

投資単位の引き下げは、株式の流動性を高め、より多くの投資家の皆様に投資してい

ただき易い環境を整えるとともに、適正な株価形成を促すうえで有効な施策であると認識しています。この考えに基づき、当社は次の施策を実施してきました。

【投資単位の引き下げ】

平成 15 年 4 月 1 日 1 単元の株式数を 1,000 株から 100 株に変更

【株式分割（無償交付）】

平成 16 年 7 月 20 日 普通株式 1 株につき 1.5 株の割合で株式分割

（基準日：平成 16 年 5 月 31 日）

平成 17 年 5 月 20 日 普通株式 1 株につき 1.5 株の割合で株式分割

（基準日：平成 17 年 3 月 31 日）

なお、当社の単元株主数は、各施策実施前の平成 15 年 3 月期末の 2,082 名から平成 18 年 3 月期末では 10,279 名と 4.9 倍に増加しました。

今後も、株式市場の動向、当社株価水準等を勘案し、投資環境の改善に向けた施策を適宜検討していく方針です。

【C社】

当社は、株式投資単位の引下げが個人投資家層の拡大ならびに株式市場での流動性を高める有用な施策と考えており、平成 12 年 8 月に 1 単元の株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしました。その結果、当社株式の流動性が高まるとともに、株主数も増加傾向にあります。なお、当期末の総株主数は、前年末に比べ 3,472 名増の 15,326 名となっております。

【D社】

当社は、個人株主の市場参加が株式市場の活性化につながるものとの理解に立ち、ホームページや事業報告書での情報開示の充実を行うなどの活動を続けてきました。投資単位の引下げについては、個人投資家をはじめとする投資家層の幅を広げる有効な手段の一つであると認識しています。これまで、相当のコスト負担が見込まれることから実施を見送ってきましたが、株券不発行制度導入の時期を目処に実施することを検討しています。

【E社】

当社は、国内資本市場の拡充のためには、個人投資家層の拡大と取引流動性の確保こそが重要であると考えており、そのためには株式投資単位の引下げは非常に有用であると認識しています。当社株式につきましても、株式市場を含む外部環境や当社株価

の推移を勘案し、株式分割などにより適宜投資単位の見直しを図っていく方針です。
この方針に基づき、平成 17 年 7 月 20 日をもって、株式 1 株につき 3 株の株式分割を
行いました。現在の当社株式の流動性は確保されているものと認識しております。

以 上